3 安全で快適な生活環境整備を目指すまちづくり 第 ~生活・インフラ(生活基盤)分野~

第1節 環境保全の活動の推進

1 自然環境の保全と活用

目指すまちの姿

住民が水や緑に親しみ、豊かな白然を体感しています。

現状と課題

- ●本町は、ヒヌマイトトンボなどの希少動植物の生息場所である涸沼をはじめ、豊かな水と緑に恵 まれた環境を有しています。茨城町ネットワーカー等連絡協議会や高校生、ボランティア団体に おける清掃やごみ拾いなど環境美化活動を行っていますが、豊かな自然環境を将来の世代に引き 継ぐためには、町全体で環境保全を推進する必要があります。
- ●平成21年度に「茨城町環境基本条例」を制定, 平成24年度には「茨城町環境基本計画」を策定し, 環境保全団体との連携の下、自然環境の保全に向けた取り組みを展開しています。今後、これら の取り組みを体系的かつ総合的に推進するため、本町の環境政策を確立していくことが必要です。
- ●涸沼川流域では、水質浄化活動に取り組む、住民主体の「クリーンアップひぬまネットワーク」(本 町を含む涸沼川流域の3市3町で構成)が活発な活動を行っています。今後、さらなる活動の活 性化のためには、個人や団体からの参加を広く促すことが大切であり、そのための環境意識啓発 事業を支援していくことが求められています。
- ●涸沼浄化推進小学校連絡会議における涸沼浄化のための活動など、環境保全に対する児童の熱心 な取り組みの周知を図り、住民の自然環境保全の重要性に対する認識を深めることが必要です。

■取り組みの体系

1 自然環境の保全と活用

(1) 水辺環境の保全と活用

(2) 緑地の保全と活用



ひぬま周辺ごみ拾い

第2章



第3章 安全で快適な生活環境整備を目指すまちづくり 〜生活・インフラ(生活基盤)分野〜

主な施策

(1) 水辺環境の保全と活用

- ●「茨城町涸沼環境フェスティバル」の開催により、本町のシンボルである涸沼の水質浄化のための啓発を行うとともに、住民の理解と協力を得ながら涸沼の清掃活動を広域的に実施します。また、児童の環境保全に対する取り組みの成果発表の機会を設けるなど、住民の環境意識の醸成に努めます。
- ●涸沼の水質改善には、河川等から涸沼に流れ込む汚濁の負荷削減が必要となることから、各家庭の理解を深めるため、生活排水対策に関する情報発信などの取り組みを推進します。
- ●茨城町水質・産業廃棄物不法投棄監視員による町内河川の水質管理と不法投棄に対するパトロールを引き続き実施します。
- ●環境保全型農業*を推進するとともに、耕畜連携による畜産糞尿の堆肥利用を推進し、農地土壌の診断に基づき適正な施肥を行う土の健康管理を実施することで、農地土壌からの窒素・リン酸の流出を抑制し、河川環境の保全を図ります。

(2) 緑地の保全と活用

- ●快適で豊かな森林環境を整備するため、通学路や生活道に隣接する平地林や里山林などにおいて、 下刈りや除間伐、枝打ちを実施します。
- ●各地域における森林ボランティアなどの積極的な参加促進を図り、整備後の森林の適正な維持管理に努めるとともに、本町に生息する希少動植物の保護に努めます。

住民のまちづくりへの参画事例

- ・涸沼の水質浄化などに関するボランティアへの積極的な参加
- ・公共下水道・農業集落排水施設への速やかな接続、合併処理浄化槽等の設置と適切な維持管理
- ・地域における平地林、里山林などの整備の実践

まちづくり指標

指標名	単位	現状値(平成23年度)	目標値(平成29年度)
森林の新規整備面積(平成20年度以降累計)	ha	10	20
涸沼のCOD*値	mg/L	5.9	5.5
ひぬま流域クリーン作戦参加者数	人	194	300

主な部門別計画

- ●茨城町環境基本計画
- ●茨城町森林整備計画



2 環境低負荷型社会の推進

目指すまちの姿

環境低負荷の取り組みが浸透し、環境にやさしいまちが実現しています。

現状と課題

- ●地球規模で環境問題が深刻化する中、環境への負荷をできる限り低減するため、一人ひとりが積極的に行動し、環境低負荷型社会を推進する必要があります。また、限りある資源を守るため、再生可能エネルギー*の導入や省エネルギーの推進が求められています。
- ●本町では、住民の環境に対する意識・関心を高めるため、平成22年度より隔年で「茨城町涸沼環境フェスティバル」を開催し、環境保全に対する啓発を行っています。また、広報を活用し、緑のカーテンや節電等に関する情報を発信し、住民の積極的な取り組みを促しています。
- ●住民が環境問題を身近なものとして捉え、家庭や地域、学校などあらゆる場面で環境に関して学ぶことができるよう、環境教育や環境学習の充実を図る必要があります。

■取り組みの体系

2 環境低負荷型社会の推進

(1) 環境保全に関する意識の啓発

(2) 省エネルギーの推進

主な施策

- (1) 環境保全に関する意識の啓発
- ●「茨城町涸沼環境フェスティバル」を開催し、涸沼の貴重な自然環境についての情報を発信する とともに、環境保全に対する意識の啓発に努めます。
- ●地球温暖化防止対策について、住民に適切な知識の普及を図り、身近にできる取り組みを促すとともに、町独自で緑のカーテンコンテストを開催するなど、取り組みの成果を実感し、共有できる場の確保を支援します。
- ●広報紙やホームページ, 街頭キャンペーン, 学校教育や社会教育などのあらゆる機会を活用し, 積極的な情報発信を行い, 地球環境に負荷の少ない生活スタイルへの転換を促進します。
- ●環境保全のために主体的に行動できる人材や団体の育成を目指します。

(2) 省エネルギーの推進

- ●住民や事業者に対して、省エネルギーの啓発に努め、アイドリングストップ*や公共交通の利用など、省エネルギーに向けた活動を促すとともに、学校教育や社会教育等の場を活用し、エネルギーに関する学習を推進します。
- ●公共施設等への再生可能エネルギー*の導入を推進するとともに、住民や事業者における再生可能エネルギーの利用を支援します。



第3章 安全で快適な生活環境整備を目指すまちづくり 活・インフラ(生活基盤)分野〜

住民のまちづくりへの参画事例

- ・行政が開催する環境関連イベントなどへの積極的な参加
- ・省資源・省エネルギーを取り入れたライフスタイルへの転換
- ・再生可能エネルギー*の積極的利用

指標名	単位	現状値(平成23年度)	目標値(平成29年度)
自然観察会及び自然体験学習参加者数	人	140	500



涸沼環境フェスティバル



緑のカーテン



第2節 ごみ処理と環境対策の推進

1 ごみ処理対策の推進

目指すまちの姿

地域全体で、ごみの減量化や資源の有効活用を進めています。

現状と課題

- ●これからのまちづくりには、持続的発展を可能にする資源循環型社会*の実現が必要不可欠であり、これまでの大量生産・大量消費型社会を見直すことが求められています。
- ●本町におけるごみ処理は、小美玉市との一部事務組合である「茨城美野里環境組合」のクリーンセンターにおいて行っています。また、平成21年度からはごみの減量化を図るため、ペットボトルとびんの分別収集を行い、再資源化に取り組んでいますが、近年の本町のごみ排出量は横ばいで推移しています。
- ●本町では、ごみの減量化に向けた取り組みとして、大型店との連携の下、レジ袋の削減やマイバック運動などを展開し、意識の向上に関しては、一定の効果が見られています。しかし、ごみの再生利用率は、県内でも下位となっているため、ごみの減量・資源化は緊急の課題となっており、住民一人ひとりの意識の醸成が求められています。
- ●し尿処理は、茨城町、水戸市、笠間市及び小美玉市で構成する一部事務組合「茨城地方広域環境事務組合」の浄化センターにおいて行われており、今後も適正な処理体制の維持を図ることが重要です。
- ●依然として町内における不法投棄が後を絶たない状況となっていることから、環境美化の取り組みと併せ、関係機関との連携の下、不法投棄に対する監視体制の強化を図り、ごみのない美しい環境づくりに取り組む必要があります。



■取り組みの体系

1 ごみ処理対策の推進

(1) 適正なごみ処理の推進

(2) ごみ減量化へ向けての意識の啓発

編



第3章 安全で快適な生活環境整備を目指すまちづくり ~生活・インフラ(生活基盤)分野~

主な施策

(1) 適正なごみ処理の推進

- ●ごみの減量や資源の有効活用を推進するため、リデュース(ごみを減らす)、リユース(繰り返し使う)、リサイクル(資源として再利用する)の3R活動を普及し、循環型社会*への転換を推進します。
- ●資源化施策として、現在、分別収集しているびん、缶、ペットボトル、新聞・雑誌などの古紙類に加え、布類など再資源化できるものについて検討します。
- ●ごみの分別方法や収集日については、家庭ごみ収集カレンダーを作成し、毎年各世帯に配布を行います。また、ごみの分別方法等の問い合わせ先と併せて、家庭ごみ収集カレンダーを窓口に設置し対応を図るなど、住民へのごみの分別の周知徹底に取り組みます。
- ●ごみのない美しいまちづくりに向けて、不法投棄対策として、監視体制の強化を図るとともに、 県や警察との連携を強化していきます。
- ●ごみ・し尿処理施設については、適切な維持管理を行うとともに、効率的な運営体制の維持に努めます。

(2) ごみ減量化へ向けての意識の啓発

- ●住民が容易に取り組むことができるごみの減量化や資源化施策を進めるとともに、住民への啓発 活動に取り組みます。
- ●住民の意識向上のため、広報紙やホームページで資源物の分別方法について説明を行うとともに、 住民が自主的に行っている集団資源回収*活動を活発化させるための支援を検討します。

住民のまちづくりへの参画事例

- ・住民及び町内事業所によるごみ拾い活動への参加(毎年5月,12月)
- ・集団資源回収*等の効果的な資源物回収の実施・参加
- ・フリーマーケットでの買物、詰め替え商品の購入、マイバックの利用などによるごみの排出抑制
- ・不法投棄防止への協力

まちづくり指標

指標名	単位	現状値(平成23年度)	目標値(平成29年度)
ごみのリサイクル率 (ごみ総搬出量における資源ごみの割合)	%	12.5	15.3
ごみの排出量	g /人日	779	760

主な部門別計画

●茨城町環境基本計画



2 環境衛生の推進

目指すまちの姿

公害の未然防止が図られ、住民の良好な生活環境が守られています。

現状と課題

- ●近年,工場などを発生源とする産業型の公害だけではなく,近隣騒音,生活排水による河川の汚濁,野焼きなどの生活型の公害が増加するなど,公害問題は多様化しています。
- ●大気汚染、水質汚濁、騒音などの産業型公害については、関係機関との連携により工場や事業所に立ち入り検査を実施するなど、関係法令遵守の徹底を図る必要があります。
- ●住民の健康と快適な生活環境の保全を図るためには、住民一人ひとりのモラル(道徳意識)の向上が不可欠となっており、住民、事業者、行政が一体となった環境衛生の維持管理に向けた取り組みを行う必要があります。
- ●「いばらき聖苑」については、様々な二一ズに対応することができるよう、サービスの向上に努める必要があります。また、周辺環境保全の観点から、施設環境の整備が求められています。

■「いばらき聖苑」利用状況

	町内		⊞Ţ	外
	火葬	告別式	火葬	告別式
平成19年度	359件	108件	12件	3件
平成20年度	365件	117件	15件	4件
平成21年度	382件	111件	15件	3件
平成22年度	430件	114件	17件	2件
平成23年度	439件	131件	17件	0件

資料:町民課

■取り組みの体系

2 環境衛生の推進

(1) 公害対策の推進

(2) 斎場の適正な管理

主な施策

- (1) 公害対策の推進
- ●大気汚染、水質汚濁、悪臭などの公害発生源に対して、調査・指導・監視の強化を図ります。
- ●環境保全に対する住民のマナー向上のための啓発活動を行うとともに、住民、事業者及び行政が 一体となった環境対策や公害防止活動を推進します。





第3章 安全で快適な生活環境整備を目指すまちづくり ~生活・インフラ(生活基盤)分野~

(2) 斎場の適正な管理

- 「いばらき聖苑」のサービスの向上を図るとともに、周辺の環境保全に努めます。
- ●老朽化した施設の保守点検を徹底するとともに、施設の計画的な修繕を実施します。

住民のまちづくりへの参画事例

- ・環境保全に関するボランティアへの積極的な参加
- ・公害防止意識の向上

指 標 名	単位	現状値(平成23年度)	目標値(平成29年度)
公害等苦情処理件数	件	104	86



第3節 安全で快適に移動できるまちづくり

1 道路網の充実

目指すまちの姿

身近な生活道路が整備され、安全で円滑な交通が確保されています。

現状と課題

- ●道路は、経済の発展や生活の向上をもたらす住民生活に欠かせないものであるとともに、市街地の形成や大規模災害時の物資輸送などの様々な機能を有しており、まちづくりを進める上での重要な都市基盤の一つです。
- ●本町では、水戸市と主要幹線道路である国道6号や主要地方道水戸神栖線が都市間交通体系の南 北軸となっています。また、高規格幹線道路*として、東関東自動車道水戸線が平成22年3月に 茨城町ジャンクションと茨城空港北インターチェンジ間の供用が開始され、さらに、北関東自動 車道が平成23年3月に全線開通されたことにより、住民の生活圏・行動圏が拡大しています。
- ●県道については、町内の各施設を結ぶアクセス道路として重要な役割を担っていますが、狭あいな箇所も多数あることから、早期解消に向けて、さらなる整備促進を県に要望している状況です。
- ●町道の平成23年度末現況は、実延長948km、改良率18%、舗装率66%となっており、改良率が低い状況にあります。この内、生活道路(1,2級町道)については、改良率47%となっており、今後も計画的な道路整備に努める必要があります。
- ●まちづくりの根幹をなす都市計画道路*については、平成23年度末現況で改良率56%であることから、整備の早期完了を目指し、関係機関との調整を進めます。
- ●近年の交通量の増大や舗装の経年劣化等から、ひび割れなど破損箇所が年々増加しているため、 定期的な点検・補修が求められています。

■取り組みの体系

(1) 広域幹線道路の整備促進

1 道路網の充実

- (2) 生活道路・都市計画道路の計画的な整備
- (3) 道路環境の向上



北関東自動車道

基本計画



第3章 安全で快適な生活環境整備を目指すまちづくり ~生活・インフラ(生活基盤)分野~

主な施策

- (1) 広域幹線道路の整備促進
- ●県道については、快適で安全な道路環境の確保に向け、県に対し、早期整備の積極的な働きかけ に努めます。
- (2) 生活道路・都市計画道路*の計画的な整備
- ●住民生活の安全性と利便性向上のため、沿線住民の理解と協力の下、「茨城町道路整備計画」に 基づき、計画的な生活道路の整備に努めます。
- ●都市基盤の骨格となる都市計画道路については、早期の整備完了に向け、関係機関との調整を進め、生活道路とのネットワークの確立に努めます。

(3) 道路環境の向上

- ●歩行者の安全で快適な歩行空間を確保するため、交通情勢に応じ、道路の拡幅整備を推進します。
- ●防災面の観点から、災害時に安全かつ迅速に避難することができる道路網の整備に努めます。
- ●住民の安全な交通環境を守るため,「茨城町道路舗装補修計画」に基づき,優先度の高い補修箇所から整備を進め,道路の長寿命化を推進します。
- ●美しい道路環境の整備を図るため、道路沿線の除草など適切な維持管理に努めます。
- ●道路の不具合箇所の早期発見と応急処置を施すため、今後も定期的なパトロールの実施を継続します。

住民のまちづくりへの参画事例

- ・道路の不具合箇所についての町への情報提供
- ・地域住民同士の協力による道路沿線の除草・側溝清掃活動
- ・道路事業用地の提供への協力

まちづくり指標

指 標 名	単位	現状値(平成23年度)	目標値(平成29年度)
道路改良率(町道)	%	18.2	18.9
道路舗装率(町道)	%	65.7	65.9

主な部門別計画

- ●茨城町道路整備計画
- ●茨城町道路舗装補修計画



2 公共交通の充実

目指すまちの姿

誰もが利用しやすい公共交通が整っています。

現状と課題

- ●公共交通は、通勤や通学などの生活に欠かせない交通手段となっており、地域の活性化に大きく寄与するものです。
- ●本町では、東京駅から茨城町西インターチェンジまでの高速バスのほか、水戸駅から鉾田駅、石岡駅、 小川駅、水戸医療センター、明光中学校などを結ぶ5つの路線バスがあります。また、児童を含め た地域住民の交通手段の確保を目的に、笠間市と連携し岩間駅から茨城町役場間の路線バスの運営 を支援しています。
- ●高齢者や障がいのある人の移動手段を確保するため、心身障害者福祉タクシー*及びひとり暮らし 高齢者福祉タクシー*助成事業を実施していますが、さらなる高齢化*が予想されることから、運転 できない高齢者などの交通弱者に対する公共交通網とサービスの充実が求められています。
- ●交通に関する住民ニーズは多様化しており、現行の公共交通サービスに加え、本町の実情に合った 新たな公共交通体系を検討するなど、きめの細かい交通サービスの確保が求められています。

■心身障害者福祉タクシー利用者実績

平成20年度	27人
平成21年度	27人
平成22年度	34人
平成23年度	34人

資料:社会福祉課

■ひとり暮らし高齢者福祉タクシー

利用者実績 ※平成22年度から事業開始

平成22年度	131人
平成23年度	128人

資料:社会福祉課

■取り組みの体系

2 公共交通の充実

(1) 公共交通サービスの確保

(2) 交通弱者対策の強化



第3章 安全で快適な生活環境整備を目指すまちづくり 〜生活・インフラ(生活基盤)分野〜

主な施策

(1) 公共交通サービスの確保

- ●路線バスの確保に向け、公共交通空白地域への対応、バス運行の維持強化などについて、事業者への働きかけに努めます。
- ●住民のニーズを考慮し、地域の実情に応じた効率的・効果的で持続可能な公共交通体系を構築します。

(2) 交通弱者対策の強化

- ●交通弱者である高齢者や障がいのある人、児童・生徒の移動手段を確保するため、心身障害者福祉タクシー*及びひとり暮らし高齢者福祉タクシー*助成事業を引き続き推進するとともに、地域の特性に応じた新たな移動手段の検討を行います。
- ●交通弱者を対象とした事業の利用促進を図るため、町で助成している事業について広報などでの 周知に努めます。

住民のまちづくりへの参画事例

・公共交通機関の積極的な利用

指標名	単位	現状値(平成23年度)	目標値(平成29年度)
心身障害者福祉タクシー *利用者数	人	34	53
ひとり暮らし高齢者福祉タクシー *利用者数	人	128	190



第4節 誰もが住みよい市街地整備の推進

1 土地利用と市街地の整備

目指すまちの姿

適正な土地利用により、住民が住みよい環境が整っています。

現状と課題

- ●近年,自然災害の増加や都市基盤の維持コストの増大などの対応が課題となっていることから,地域の特性に応じた住民生活に必要な都市機能を確保するとともに,災害からのリスク(危険度)を考慮した安全で安心できる土地利用が求められています。
- ●本町における現市街化区域*では、自然発生的な路線型集落を基盤としているため、都市基盤の整備が不十分なまま市街化が進行しています。
- ●前田・長岡地区においては、住工商が混在した状況であることから、住民の生活環境の向上を図るため、計画的かつ秩序ある土地利用を進めることを目的とした地区整備計画を定め、一体的なまちづくりを展開しています。
- ●桜の郷地区においては、超高齢社会に対応するまちづくりのモデルとなるよう、病院や福祉施設、 健康生きがい施設を備えたまちづくりを目指し、都市施設などの整備が進められています。

■都市計画用途地域の状況

平成24年4月1日現在

区分	面積	比率	区分	面積	比率
第一種低層住居専用地域	125ha	24.9%	準住居地域	6ha	1.2%
第二種低層住居専用地域	11ha	2.2%	近隣商業地域	8ha	1.6%
第一種中高層住居専用地域	7.2ha	1.4%	商業地域	0ha	0.0%
第二種中高層住居専用地域	0ha	0.0%	準工業地域	109ha	21.7%
第一種住居地域	54ha	10.7%	工業地域	47ha	9.3%
第二種住居地域	22ha	4.4%	工業専用地域	114ha	22.7%
			計	503ha	100.0%

資料:都市建設課

■取り組みの体系

1 土地利用と市街地の整備

(1) 計画的な土地利用の推進

(2) 拠点づくりと市街地整備

料



第3章 安全で快適な生活環境整備を目指すまちづくり 〜生活・インフラ(生活基盤)分野〜

主な施策

(1) 計画的な土地利用の推進

- ●「茨城町都市計画マスタープラン」に基づき、保全と開発の調和の取れた規制・誘導を行い、地域特性を生かした適切な土地利用に努めるとともに、現在の計画について精査し、必要に応じた見直しの検討を行います。
- ●町の活性化を図るための新たな土地利用の検討を行うとともに、都市計画の事業や制度などを活用した定住人口の確保に向けた取り組みを推進します。

(2) 拠点づくりと市街地整備

- ●本町の歴史や文化, 自然などの地域特性を生かした市街地の整備を行い, 人が行き交うまちづくりを推進します。
- ●前田・長岡地区においては、地区整備計画に基づき、道路・排水整備を主体とした生活環境整備を行うとともに、用途混在の抑制を図り、住宅地、工業地及び商業地が共存できるまちづくりを推進します。また、道路整備に当たっては、緊急性や機能に応じ優先度を定め、用地の確保を進めるとともに、そのための住民理解を得られるよう努めます。
- ●桜の郷地区については、ユニバーサルデザイン*の理念を取り入れ、子ども、高齢者、障がいのある人など、全ての人が安心して楽しく暮らすことのできる福祉・医療拠点として、都市施設などの整備を推進します。

住民のまちづくりへの参画事例

- ・都市計画や景観形成などのまちづくり全般への参画
- ・道路拡幅整備のための用地確保に関する理解と協力

まちづくり指標

指標名	単位	現状値(平成23年度)	目標値(平成29年度)
排水整備を伴う道路拡幅進捗率(前田・長岡地区)	%	50. 0	100.0
地区施設 (道路) の整備進捗率 (前田・長岡地区)	%	10. 0	60.0

主な部門別計画

●茨城町都市計画マスタープラン



2 快適な住環境の促進

目指すまちの姿

良好な住環境が整備され、住民が安心して生活しています。

現状と課題

- ●少子高齢化の進行や人々の価値観の変化に伴う生活スタイルの多様化により、住宅や住環境を取り 巻く状況は大きく変化しており、安心で快適な生活を送るためには、個々の住宅が良質であること はもちろん、住宅周辺においても良好な環境が形成されていることが重要です。
- ●耐震化やバリアフリー*化対策を進めるため、住民への普及・啓発に努める必要があります。
- ●町営住宅については、経年劣化が進んでいることから、住宅の計画的な点検・補修が必要となっています。
- ●本町の宅地整備については、独立行政法人国立病院機構水戸医療センターを核とした福祉社会に対応するまちづくりのモデル地区として、やさしさのまち「桜の郷」整備事業が進められています。 居住者の確保は順調に行われているものの、未利用の宅地が残っていることから、居住者及び周辺地域における日常生活の利便性の向上を図ることが重要となっています。

■取り組みの体系

2 快適な住環境の促進

(1) 快適な住環境づくり

(2) 良好な住宅地の供給

主な施策

- (1) 快適な住環境づくり
- ●耐震性に関する住民の関心を高め、耐震診断や耐震改修工事を推奨し、安全性の高い住まいづく りを促進します。
- ●さらなる高齢化*に対応するため、バリアフリー*住宅の普及を促進するとともに、住宅における ユニバーサルデザイン*化の推進を図ります。
- ●町営住宅の計画的な点検や補修等適正管理に努めます。
- ●誰もが安心して暮らせる住まいづくりに努めるとともに、質の高い住環境の実現に向け、住民主体の良好な環境整備を支援します。

(2) 良好な住宅地の供給

- ●やさしさのまち「桜の郷」整備事業における医療・福祉施設や商業施設の誘致を事業主体である 県に要請し、住民生活にとって利便性の高いまちづくりを推進します。
- ●地域コミュニティ*の活性化を図るため、住区基幹公園の整備に努め、災害時の避難場所として機能を有する区域として芝生等を設けるなど、用途の拡大を図ります。

編



第3章 安全で快適な生活環境整備を目指すまちづくり ~生活・インフラ(生活基盤)分野~

住民のまちづくりへの参画事例

・住宅のバリアフリー*化や耐震性の強化への取り組み

指標名	単位	現状値(平成23年度)	目標値(平成29年度)
バリアフリー *化の進捗率(桜の郷中央公園)	%	0.0	100.0
商業施設の誘致進捗率(桜の郷地区)	%	0.0	100.0



第5節 上下水道の整備推進

1 上水道の整備

目指すまちの姿

安全でおいしい水が、将来にわたって安定的に供給されています。

現状と課題

- ●本町の水道水は、深井戸から汲み上げた地下水を原水としており、町内にある井戸により安定した水量を確保するとともに、町内2箇所の浄水場と1箇所の配水場により適切な処理・配水を行っています。
- ●本町は、以前から個人井戸を利用している人が多い地域状況です。近年、給水戸数は増加しているものの、普及率については、大きく伸びていない状況となっています。このことから、普及率アップに向け、良質な水の安全・安定供給を啓発し、上水道への加入促進を図る必要があります。
- ●水の安定供給を図り、未給水地域を解消するため、平成5年度からの第一次拡張工事のほか、南部 浄水場の増設、大戸配水場の建設及び配水管路の整備を進めてきましたが、近年の地下水の汚染・ 汚濁等の問題から、浄水施設を有さない南部浄水場への浄水施設整備が急務となっています。
- ●老朽管による漏水事故を防止するため、本町では平成12年度より石綿セメント管更新事業を行っていますが、平成23年度末現在、約26kmの石綿セメント管が残っています。これらの現況と東日本大震災による被害等を考慮し、今後は老朽施設の更新や耐震化を含めた災害に強い水道施設づくりが求められています。
- ●東日本大震災においては、復旧に時間を要し、上水道施設の断水期間が長引き、その間、応急給水を余儀なくされました。東日本大震災の経験を踏まえ、危機管理強化の面から、災害時における早期復旧体制と応急給水体制を含めた様々な取り組みを行い、水道水の安定した供給に努める必要があります。

水道の給水戸数と普及率



資料:水道課

料



第3章 安全で快適な生活環境整備を目指すまちづくり 〜生活・インフラ(生活基盤)分野〜

■取り組みの体系

1 上水道の整備

(1) 水道施設の整備

(2) 水道事業の拡充強化

主な施策

(1) 水道施設の整備

- ●未給水地域の解消を図るための水道配水管整備の継続を図るとともに、老朽施設の更新や耐震化など、災害に強い水道施設の整備に努めます。また、これらの施設整備と併せ、東日本大震災の経験を踏まえ、危機管理強化の面から、応急給水体制、応急復旧体制について十分な検討を行い、安定した水道水の供給に努めます。
- ●水の安定供給を図るため、共用給水管から配水管への転換など、水道管理体制の充実を図ります。

(2) 水道事業の拡充強化

- ●安全・安心・安定を確保した事業運営の継続に向け、利用者ニーズの把握に努めるとともに、財源の確保に向けたコストの削減を図るなど、効率的で健全な水道事業の運営を推進します。
- ●住民の水道事業に対する理解を深め、未給水世帯の加入を推進します。

住民のまちづくりへの参画事例

- ・水道整備地域における上水道への速やかな加入
- ・水の大切さの理解促進
- ・水道管漏水箇所等の通報への協力

指 標 名	単位	現状値(平成23年度)	目標値(平成29年度)
上水道普及率	%	85.4	92.0
石綿セメント管の更新 (残存延長)	km	26.4	20.0
上水道有収率*	%	87.6	90.5



2 下水道(生活排水処理施設)の整備と普及促進

目指すまちの姿

生活排水が浄化され、清らかな水辺環境と衛生的な居住環境が確保されています。

現状と課題

- ●生活排水処理施設は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全のため、地域の特性に応じて公共下 水道や農業集落排水の施設の整備、合併処理浄化槽の設置を進めていく必要があります。
- ●公共下水道については、全体計画面積1,510haのうち326haを事業計画区域とした中で、平成23年度末現在で219haの整備が完了しています。なお、事業計画区域内の市街化区域*においては、整備が完了したことから、平成23年度から市街化調整区域*の整備に着手しています。
- ●農業集落排水については、「茨城町生活排水処理整備計画」における整備区域10地区のうち、平成23年度末現在、飯沼地区、涸沼南地区、下石崎地区及び逆川地区の整備が完了し、4地区318haにおいて供用が開始されています。
- ●公共下水道事業計画区域や農業集落排水事業実施区域以外の区域については、し尿(トイレからの 汚水)と雑排水(台所や風呂、洗濯などからの排水)を併せて処理することが可能な合併処理浄化 槽へ切り替えるための支援を行っています。
- ●「生活排水ベストプラン」に基づき、より効率的な生活排水処理施設の整備を進めるとともに、住 民への水質保全に対する意識啓発を図ることにより、生活排水処理に対する理解を深め、水洗化率 の向上対策を推進する必要があります。

■取り組みの体系

2 下水道(生活排水処理施設)の整備と普及促進

(1) 公共下水道の整備

(2) 農業集落排水の整備

(3) 合併処理浄化槽の普及促進

第2章



第3章 安全で快適な生活環境整備を目指すまちづくり 〜生活・インフラ(生活基盤)分野〜

主な施策

(1) 公共下水道の整備

- ●事業計画区域内における整備を推進するとともに、供用開始された地区の接続率の向上を図ります。
- ●浄化センターや汚水管の適切な維持・管理を図るとともに,処理水や汚泥の適正な処理に努めます。
- ●使用料の適正化や施設管理の効率化を図り、公共下水道事業会計の安定化に努めます。

(2) 農業集落排水の整備

- ●農業集落地域の生活環境の向上と水質保全を図るため、未整備地域における整備計画を検討する とともに、供用開始された地区の接続率の向上を図ります。
- ●処理施設や汚水管の適切な維持・管理を図るとともに、処理水や汚泥の適正な処理に努めます。
- ●使用料の適正化や施設管理の効率化を図り、農業集落排水事業会計の安定化に努めます。

(3) 合併処理浄化槽の普及促進

- ●従来型の排水処理等から合併処理浄化槽への転換に向けた普及促進を図るため,設置補助などの 支援を行います。
- ●合併処理浄化槽の設置者に対し、適切な点検・保守管理を指導します。

住民のまちづくりへの参画事例

- ・公共下水道、農業集落排水施設への速やかな接続及び合併処理浄化槽等の設置とそれらの適切な維持管理
- ・油や異物を流さないなど水質の浄化への取り組みの実践

まちづくり指標

指標名	単位	現状値(平成23年度)	目標値(平成29年度)
公共下水道接続率	%	72.5	80.1
農業集落排水接続率	%	73.5	90.0
汚水処理普及率	%	57.0	62.0

主な部門別計画

●生活排水ベストプラン



第6節 安心して暮らせるまちづくり

1 交通安全への取り組みの強化

目指すまちの姿

子どもから高齢者まで交通事故防止に取り組み、安全なまちが実現しています。

現状と課題

- ●本町の交通事故発生件数は、減少傾向にあるものの、交通事故死者数が依然として多い状況にあります。
- ●全国的に子どもや高齢者が交通事故に巻き込まれることが多く見られるため,各年齢層に応じた交通安全対策が求められています。
- ●学校教育と連携した交通安全教育や、警察や水戸地区交通安全協会茨城支部、茨城町交通安全母の会などと連携した交通安全運動を実施し、住民に交通安全意識を浸透させ、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組んでいますが、今後も引き続き、これらの取り組みを強化していくことが求められています。
- ●安全な交通環境の確保に向けて、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設を整備していますが、今後も危険箇所については整備の充実を図る必要があります。

■自動車保有台数と交通事故の状況

	自動車保有台数	事故発生件数	死者数	負傷者数
平成19年度	33,310台	272件	2人	356人
平成20年度	33,296台	223件	5人	281人
平成21年度	33,401台	221件	3人	291人
平成22年度	33,453台	210件	5人	269人
平成23年度	33,457台	187件	2人	251人

資料:茨城県警察本部

■取り組みの体系

(1) 交通安全普及啓発活動の推進

1 交通安全への取り組みの強化

(2) 交通安全施設の整備

(3) 交通安全団体の支援

料



第3章 安全で快適な生活環境整備を目指すまちづくり <u>~生活・</u>インフラ(生活基盤)分野~

主な施策

(1) 交通安全普及啓発活動の推進

- ●警察や関係団体との連携の下,交通ルールの遵守と交通マナーの向上に関する啓発活動に取り組み,住民の交通安全意識の向上に努めます。
- ●町広報紙,車両広報,交通安全運動期間における街頭キャンペーンなど,広報活動の強化を図ります。
- ●幼稚園,小学校及び中学校において,歩行や自転車の乗り方に関する交通安全教室を実施し,子 どもの安全意識を高めます。
- ●高齢者の交通事故が増加している現状を踏まえ、高年者クラブなどの団体との連携や長生大学* における交通安全講話を通じて高齢者の交通事故防止を図ります。

(2) 交通安全施設の整備

- ●道路管理者と連携し、歩行者が安心して歩くことのできる道路環境の整備を推進するとともに、 危険箇所の調査・検証結果を踏まえた交通安全施設の整備を推進します。
- ●安全に運転することのできる道路環境の確立を図るため、ガードレール、カーブミラー、道路区 画線などの交通安全施設を充実させるとともに、警察の管轄である信号機などの整備について調 整を図ります。

(3) 交通安全団体の支援

●地域における交通安全普及啓発活動の中心的役割を果たしている水戸地区交通安全協会茨城支部,茨城町交通安全母の会などの交通安全団体の活動を支援し,交通安全活動の促進に努めます。

住民のまちづくりへの参画事例

- ・水戸地区交通安全協会茨城支部と茨城町交通安全協会母の会による街頭キャンペーン,立哨活動などの交通安全ボランティア活動の実施
- ・交通ルールの遵守と交通マナーの徹底

指 標 名	単位	現状値(平成23年度)	目標値(平成29年度)
警察と連携した交通安全教室の開催回数		11	17
交通事故件数	件	187	160
水戸地区交通安全協会茨城支部会員数	人	39	45



2 防犯対策の推進

目指すまちの姿

犯罪の少ない地域環境の中で、住民が安心して暮らしています。

現状と課題

- ●近年の経済情勢の悪化などを背景に、身近な生活の場でも犯罪が発生しており、犯罪の多様化、巧妙化が進んでいます。このことから、安全・安心なまちづくりを進める上で防犯対策の重要性が高まっています。
- ●住民が安心して生活していくためには、行政や関係機関・関係団体が連携した安全確保の取り組みはもとより、家庭や地域が一体となった防犯環境づくりが重要です。
- ●さらなる少子高齢化や核家族化などにより、地域の結びつきが希薄化していることから、一人でも 多くの住民が防犯対策の重要性を認識し、地域ぐるみの防犯活動につながるよう、啓発活動を強化 することが必要です。
- ●本町では、警察の指導の下、防犯連絡員や自警団*を中心とした防犯活動を展開していますが、今後は、団体間の連携・協力体制や情報の共有化を図るとともに、自主的な防犯活動の普及を進めていく必要があります。

■刑法犯罪発生件数

	総数			凶 悪 犯		
	林心女人	計	殺人	強盗	放火	強姦
平成19年度	399件	0件	0件	0件	0件	0件
平成20年度	449件	3件	0件	1件	1件	1件
平成21年度	429件	2件	0件	2件	0件	0件
平成22年度	443件	3件	2件	0件	1件	0件
平成23年度	430件	2件	1件	0件	1件	0件

	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
平成19年度	17件	330件	7件	1件	44件
平成20年度	17件	362件	8件	1件	58件
平成21年度	27件	345件	3件	2件	50件
平成22年度	6件	366件	5件	4件	59件
平成23年度	11件	361件	9件	1件	46件

資料:茨城県警察本部



第3章 安全で快適な生活環境整備を目指すまちづくり 〜生活・インフラ(生活基盤)分野〜

■取り組みの体系

2 防犯対策の推進

(1) 防犯意識の啓発

(2) 地域ぐるみの防犯活動の推進

(3) 防犯環境の整備

主な施策

(1) 防犯意識の啓発

●住民一人ひとりの防犯意識の向上を図るため、警察や関係団体とのネットワークを強化し、情報 提供や広報啓発活動を推進します。

(2) 地域ぐるみの防犯活動の推進

- ●防犯連絡員を各地域に任命し、地域の防犯活動の中心を担ってもらうよう支援します。
- ●自警団*, 学校支援ボランティア, こどもを守る110番の家など, 住民が主体的に行う防犯活動を引き続き支援します。

(3) 防犯環境の整備

- ●地域の安全を守るため、通学路を中心に防犯灯などの防犯施設の整備充実を図るとともに、適切な維持管理に努めます。
- ●道路や公園の樹木管理等,管理者と連携し,死角をつくらないなど,安全・安心な防犯環境の整備に努めます。

住民のまちづくりへの参画事例

- ・地域における防犯パトロールの実施やコミュニケーションの促進
- ・子どもが安全に登下校を行うための安全監視活動などを行う学校支援ボランティアへの協力

指標名	単位	現状値(平成23年度)	目標値(平成29年度)
防犯連絡員数	人	99	120
防犯灯設置数	箇所	3,049	3,300
自警団*数	団体	3	5



3 震災を教訓とした防災体制の強化

目指すまちの姿

災害に対する意識が高まり、災害時の被害を防止、軽減する取り組みが進められ、 住民の安全な生活が守られています。

現状と課題

- ●平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生し、東北地方を中心に津波などにより多大な人命が失われ、家屋の流失・損壊、道路の破壊などの甚大な被害がもたらされました。
- ●本町では、東日本大震災において震度6弱の揺れを観測し、死者・行方不明者はいなかったものの、 人的被害をはじめ、家屋や公共施設などに甚大な被害を受けるとともに、福島第一原子力発電所事故による風評被害や住民の放射能への不安が広がりました。今後、災害時の被害を最小限に抑え、 住民の生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりへの取り組みを強化していくことが課題となっています。
- ●東日本大震災を教訓として、震災発生時における防災体制の問題点を検証し、それらへの対応と今後の課題について整理し、平時から家庭における減災対策の普及や地域ぐるみの防災意識の高揚を図るとともに、あらゆる災害を想定した防災対策事業や応急体制づくりを推進する必要があります。
- ●近年では、予測困難な突発的、局地的な豪雨等による被害が多発していることから、これらの事象に迅速に対応するための情報収集と住民への情報提供の強化、応急体制づくりなどの防災体制の構築が求められています。
- ●今後も町の実情に応じ,「茨城町地域防災計画」の見直しを随時行うことにより,有事に際し,社会状況に対応した予防対策,応急対策,復旧対策が迅速かつ適切に措置されるよう備えることが重要となっています。

■取り組みの体系

3 震災を教訓とした防災体制の強化

- (1) 防災意識の高揚
- (2) 防災・減災体制の整備
- (3) 原子力災害対策の強化

主な施策

- (1) 防災意識の高揚
- ●住民一人ひとりが、防災に関する正しい知識と行動力を身に付けられるよう、防災訓練や各種研修会を実施します。
- ●「共助」の観点から、地域における自主防災組織*などの拡充を促進し、組織体制と活動の育成などの支援強化や地域コミュニティ*の醸成を図ります。
- ●住宅の耐震化や家具の転倒防止策,家庭での食料備蓄,ハザードマップ*による危険箇所と避難

第2章

本計画

第



第3章 安全で快適な生活環境整備を目指すまちづくり 〜生活・インフラ(生活基盤)分野〜

場所の周知など、平時から住民への防災に関する情報提供に努め、住民の防災意識の向上及び防災に関する知識の浸透を図ります。

(2) 防災・減災体制の整備

- ●「茨城町地域防災計画」の見直しを随時行うことにより、様々な災害被害を想定した初動体制の確立、復旧・復興に向けた手順の明確化、基礎データの整備など、総合的な防災対策を推進します。
- ●災害時にいち早く住民に情報を提供するため、防災行政無線を活用した広報活動の改善を図るとともに、様々な情報ツール(手段)の確立を促進します。
- ●子ども、高齢者、障がいのある人などの災害時要援護者*が円滑に避難することができるよう、地域一体となった避難体制づくりに努めるとともに、避難所の確保と周知を図ります。
- ●災害時の支援活動を円滑に行うことができるよう, 防災資機材や非常用備蓄食料など, 町の備蓄を充実させるとともに, 災害備蓄計画の策定を検討します。
- ●災害時の物資や資材の提供,人員派遣など,近隣市町村や民間企業との連携・協力体制の充実を 図ります。
- ●幹線道路を中心とした道路の耐震性強化などにより、物資の搬送や救命・救急活動などを支える 災害に強い緊急輸送ルート(経路)の確保を図ります。
- ●災害時における断水の際も確実に使用できる消火用水源として,耐震性防火水槽の整備を推進するとともに,老朽化した防火水槽の撤去を含め,計画的に消防水利の配置を行います。
- ●治水対策として、涸沼前川の改修についての県への要望を継続するとともに、準用河川についても計画的に整備し、台風や豪雨に強い河川改修を推進します。

(3) 原子力災害対策の強化

- ●東日本大震災における原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境への影響について、小中学校や公共施設などの放射線量測定を実施し、随時公表するなど、監視体制及び情報提供の強化を図ります。
- ●東日本大震災の教訓を踏まえ、関係機関との情報共有を図るとともに、原子力安全協定の枠組み や協定内容の見直しについて、事業所との協議を進め、原子力災害への対処能力の強化を図りま す。

住民のまちづくりへの参画事例

- ・災害に対する備えの充実や防災訓練、救命講習会等への積極的な参加
- ・住宅の耐震性能の確認と耐震化の推進
- ・自主防災組織*への参加

指標名	単位	現状値(平成23年度)	目標値(平成29年度)
防災備蓄倉庫の設置	箇所	1	6
自主防災組織*数	組織	49	54



主な部門別計画

- ●茨城町地域防災計画
- ●茨城町水防計画
- ●茨城町国民保護計画

■東日本大震災による主な被害状況

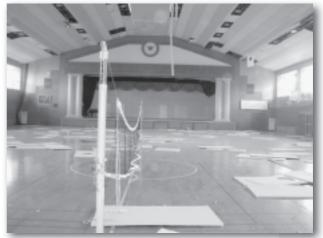
地震発生	平成23年3月11日 午後2時46分 震度6弱 (M 9.0)				
人的被害	負傷者数	重傷者1人 軽傷者6人			
全壊		27棟			
住家屋被害	半壊 (大規模半壊含む)	577棟			
一部損壊(住家)		3,159棟			
1) 5	泛証明発行件数	5,964件			
	茨城町役場庁舎	庁舎周辺の地盤沈下、亀裂、排水管等の破損			
		幼稚園3園 壁ひび割れ,天井落下など			
		小学校 9 校 壁ひび割れ他 大戸小学校体育館 (使用中止, 改修工事, 平成24年3月使用再開)			
	教育施設	中学校3校 体育館・格技場使用中止(改修工事により随時使用 開始)			
		桜丘中学校 校舎傾斜・壁ひび割れ(使用中止,仮設校舎使用開始平成23年7月4日)			
主な町施設の		中央公民館 施設周辺地盤沈下(使用中止)			
被害		体育館 天井・ガラス破損(使用中止,改修工事,平成24年11 月使用再開)			
	公共下水道	管渠・マンホール等 破損箇所21箇所			
	農業集落排水	3施設 管渠・マンホール等 破損箇所64箇所			
	上水道	取水・配水ポンプの故障 管渠等の漏水箇所 約200箇所			
町道など 消防庁舎		亀裂・陥没等 180箇所 全面通行止め 県道5箇所 町道等 62箇所			
		望楼の破損による撤去,消防庁舎の解体・撤去,新消防庁舎の建設(平成25年3月完成)			
25444十六口	最大避難者数	1,210人(延べ避難人数3,598人)			
避難状況	避難所設置数	9箇所			
y	災害ごみの量	8,791.44t			



第3章 安全で快適な生活環境整備を目指すまちづくり



涸沼堤防の被害状況



桜丘中学校体育館の被害状況



図書館の被害状況



災害対策本部



地震翌日の給水活動



避難所の様子



4 消防・救急体制の強化

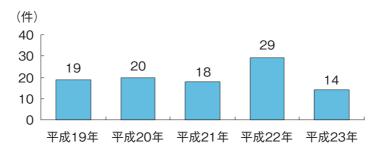
目指すまちの姿

各種災害時や救急時において、迅速・的確な対応ができる体制が整っています。

現状と課題

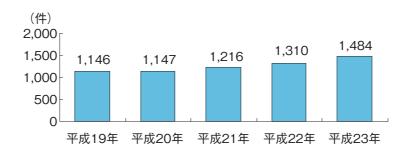
- ●近年,生活様式の変化や都市化の進展,防火対象物の複雑化などにより,火災の形態や被害の状況が多様化しています。そのため,地域の消防力の向上を図るとともに,住民の普段からの防火意識を高める必要があります。
- ●本町では、「消防団協力事業所表示制度*」を取り入れており、消防団活動に協力する事業所に対して、表示証を交付しています。
- ●コミュニティ消防センターの老朽化が進む中,今後,多種多様な災害に対応するため,消防団活動の拠点となる施設の充実が必要です。
- ●本町における緊急車両の出場件数を見ると、年々増加傾向となっており、社会環境や生活環境の変化による救急需要の多様化・拡大化が予想されます。緊急車両については、適切な整備に努め、出場時の故障防止を図ることはもとより、住民自身の自主救護能力の向上についても支援することが大切です。
- ●今後、増大する救急需要に対応するため、救急救命士の増員が必要となっています。

火災件数の推移



資料:消防本部

救急出場件数の推移



資料:消防本部

第2章



第3章 安全で快適な生活環境整備を目指すまちづくり ~生活・インフラ(生活基盤)分野~

■取り組みの体系

4 消防・救急体制の強化

(1) 消防体制の充実

(2) 救急体制の充実

主な施策

(1) 消防体制の充実

- ●地域における火災予防力を高めるため、積極的な情報提供や住民参加の消火・避難訓練の取り組みを進め、防火意識の啓発を推進します。
- ●消防訓練の実施に当たっては、地域防災のリーダーである消防団員や消防団協力事業所はもとより、広く住民の参加を促進し、町全体の防災意識の向上を図ります。
- ●消防学校等の専科教育への職員の派遣を積極的に行い、人材の育成及び資質の向上を図るととも に、消防車両や資機材等の充実を図ります。
- ●多様化する建築物の火災等の災害に対し、迅速に対応することができるよう、住民や事業者、関係団体、行政との連携による総合的な消防体制の構築を目指します。

(2) 救急体制の充実

- ●住民同士での自主救護能力を高めるため、応急手当の知識や技術の普及を図るとともに、救命講習の受講を促進します。
- ●救急需要が増加傾向にあることや救急処置内容の拡大に伴い、より高度な知識・技術が求められていることから、高度な救急救命処置を行える救急救命士の養成・確保に努めます。
- ●多様化する救急需要に対応するため、車両や資機材について、計画的に整備・更新を図ります。
- ●医療機関との連携の下、救急現場や搬送途中から救命治療を開始する体制を整備し、救命率の向上を図ります。

住民のまちづくりへの参画事例

- ・救命講習会や消防訓練、各種講習会等への積極的な参加
- ・「火の用心」の意識定着

指 標 名	単位	現状値(平成23年度)	目標値(平成29年度)
救急救命士数	人	8	12
消防団協力事業所数	事業所	11	20